

教育関係者を対象とした授業研究支援
(2026年度から2030年度活動分)

仕 様 書

2026年3月

原子力発電環境整備機構

仕 様 書

1. 件名

教育関係者を対象とした授業研究支援（2026年度から2030年度活動分）

2. 事業目的

「高レベル放射性廃棄物の最終処分」についての理解促進にあたっては、処分事業が長期にわたることから、将来的に世論形成の中核を担う次世代層及び、その次世代層を指導する教育関係者（教員及び教育者を志す学生）に対し、社会的課題の一つとして認知拡大を図ることが重要である。

このため、原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）は、「高レベル放射性廃棄物の最終処分」について広く学校での授業実践につなげることを目的に、教育関係者による授業研究等を自発的に行う団体（複数の教員による自発的な授業研究サークル、学校単位での授業研究グループ等。以下、「支援団体」という。）が取り組む学習指導案（*）の作成や教材開発、施設見学等の授業研究に関する自発的な活動を支援する。

（*）学習指導案とは、教員が授業を行うにあたり、年間指導計画に基づき、単元の目標を達成するために、授業で何をどのような順序や方法で指導し、また、どのように児童・生徒を評価するかについて一定の形式にまとめたものをいう。

3. 業務委託における基本的遵守事項

本事業の受託者は、委託された業務を担当する関係者全員に次の基本的事項について説明を行い遵守しなければならない。

- （1） 受託者は、機構の掲げる経営理念に則り、かつ、機構の事業の社会的影響の大きさに特に留意して誠意をもって委託業務を実施すること
- （2） 受託者は、機構の事業の公正性、透明性及び信頼性を棄損することのないよう委託業務を実施すること
- （3） 受託者は、上記（1）、（2）に加え、機構の事業に関する国民への理解活動において説明会等を開催する場合、以下の行為を行なわないこと
 - ア. 金銭・便益等の提供を伴う参加者募集
 - イ. 意図的な参加者の選別及び発言の誘導
- （4） 受託者が教材の製作を行う際は、引用について著作の範囲、使用の制限など事前に権利者に確認を行うことを徹底する。また、確認した日付、相手、内容を機構に報告すること。
- （5） 業務の実施状況について、機構の求めに応じて書面で報告すること。

4. 事業内容

受託者は、支援団体の自発的活動による授業研究活動を支援するため、【Ⅰ. 全体管理業務】【Ⅱ. 資金交付業務】【Ⅲ. 活動調整業務】【Ⅳ. 交流支援業務】【Ⅴ. 情報発信関連業務】の5つのセクション業務を行う。各業務の実施にあたっては、機構との連絡・調整を密にし、各業務の各段階で機構の了解を得るとともに、機構への報告や機構からの指示は適宜、書面に残す。

【Ⅰ. 全体管理業務】

「4. 事業内容」に記載のⅡ～Ⅴの各業務の連携・調整・管理を行い、本事業が円滑に実施されるよう、全体の取りまとめ等を行う。

(1) 事業の全体管理（2026年度から2030年度）

受託者は本事業がその目的を達成するため、(2) で作成する活動の手引きに基づき、【Ⅱ. 資金交付業務】【Ⅲ. 活動調整業務】【Ⅳ. 交流支援業務】【Ⅴ. 情報発信関連業務】の各業務が適切に実施されるよう、各業務の連携・調整・管理を行う。

(2) 活動の手引き等の作成（2026年度から2028年度）

受託者は各年度1回、本事業の概要や活動手順、支援対象となる費用などを定めた①「授業研究支援のご案内」②「申込書・実施計画書」③「活動の手引き」を作成する。作成にあたっては、機構が提示する「2025年度 活動の手引き」等を参考とし、機構と協議の上、作成する。

(3) 実施報告書および完了報告書の作成支援（2026年度から2030年度）

受託者は、支援団体に対し申込書・実施計画書に沿った活動ごとに実施報告書、活動全体を振り返る完了報告書の提出を求め、内容を確認する。また、支援団体の報告書の作成にあたっては、適宜、支援団体への適切な助言を行う。

(4) 事後評価（2026年度から2030年度）

受託者は、全国研修会アンケートや支援団体からの意見聴取等により本事業の事後評価を行い、より効果的な事業となるよう機構へ提言を行う。

(5) 情報管理（2026年度から2030年度）

受託者は、支援団体や関係者に不利益が生じないよう、機構と協議し、情報の取扱いルールを定めた上で、同ルールに従い厳重な管理を実施する。ただし、支援団体自らが公開する場合や支援団体が公開することを書面にて了承した場合はこの限りでない。また、受託者が広報物の制作や支援を行う際は、引用について著作の範囲、使用の制限など事前に権利者に確認を行うことを徹底する。確認した日付、相手、内容について機構へ報告する。

(6) 定期報告（2026年度から2030年度）

受託者は、本事業への応募状況や、支援団体の活動予定、活動実施状況等について定期的に機構へ報告するとともに、毎月1回程度の対面もしくはWeb等でのミーティングを行い、機構の指示を受ける。詳細は機構と協議する。

(7) 報告書の作成（2026年度から2030年度）

受託者は、本委託業務終了後、支援団体ごとに活動の実施状況等を取りまとめた完了報告書を作成する。また、2026年度から2029年度においては各年度の実施状況を取りまとめた年度報告書を作成する。

年度報告書は当該年度の3月15日まで、完了報告書は2031年3月14日までに提出する。

【Ⅱ. 資金交付業務】

本事業への応募団体を募り、適切な審査の下、支援団体を決定する。支援団体数は30団体程度とし、活動支援金を適切に支払う。

(1) 支援団体の募集と申込受付（2026年度から2028年度）

受託者は窓口を整備した上で、支援団体の募集、申込受付、問合せ等への対応を行う。募集期間については機構と協議のうえ、決定する。支援団体の活動期間は最大3年間とし、1年単位で選択可能とする。

また、受託者は各種媒体を活用する等、受託者の強みを活かした方法で、募集内容を広く教育関係者に届けることで応募を促進する。なお、ご案内、活動の手引き等において、自社名を公にしたいくない場合は、機構業務の補助事業者としての名称を記載することも可とする。

(2) 支援団体の決定（2026年度から2028年度）

(ア) 外部有識者の設置

受託者は、応募団体を審査するため、外部有識者を3名設置する。人選は学校現場におけるエネルギー教育に精通している人材や、本事業の拡大や発展に寄与する人材等について機構と協議のうえ、決定すること。

(イ) 支援団体の審査

受託者は、応募団体が下記支援条件を満たしているかについて事前審査を行う。

その後、外部有識者と機構による審査の場を設け、その評価に基づいて、支援団体を決定する。支援団体数は30団体程度とする。なお、適切な項目による審査基準を作成することとし、作成プロセスには外部有識者と機構の意見を求めること。

〔支援条件〕 申込内容が次の5点の選定基準のいずれにも該当すること。

- ・ 「高レベル放射性廃棄物の地層処分」を扱った授業プラン（指導案等）を検討し作成すること。
- ・ 毎年度「高レベル放射性廃棄物の地層処分」を扱った授業を実践し、その結果を定量的に評価すること。
※年間を通して授業実践に向けた情報収集・準備行為のみを行う活動は認めない
- ・ 研究活動等を広く教育関係者等に周知・普及する取組みを行うこと。
- ・ 機構職員との意見交換や情報提供の機会を設定すること。（年1回以上／団体）
- ・ 「全国研修会」に参加すること。（各年度の3月上旬開催予定）

(3) 活動支援金の支払い（2026年度から2030年度）

受託者は、支援団体から提出された申込書・実施計画書を基に、活動に係る支援金の精算手続きを行う。

支援団体1団体・1年間あたりの活動支援金の上限は80万円（税込）とし、支援団体に支出の根拠となる証憑等を求め、活動支援金の対象費用であることを確認のうえ、精算する。なお、支援団体から提出された証憑等は保管し、機構に対する委託料の支払請求の際に、提出または提示する。

(4) 活動報告および計画レビュー（2026年度から2030年度）

複数年の支援が決定している支援団体は、年度末にその時点の活動報告をするとともに、翌年度以降の活動計画書を受託者へ提出にする。やむを得ない理由により支援を辞退する場合はその旨を書面により申し出る。

受託者は、当年度の活動報告と翌年度以降の活動計画に対して外部有識者（2029年度および2030年度は1名）と機構による確認（レビュー）を依頼し、支援団体にその結果をフィードバックする。支援辞退の申出があった場合は機構と対応を協議する。

【Ⅲ. 活動調整業務】

支援団体から提出された申込書・実施計画書に基づいた活動が確実に実施されるよう適宜、支援を行うとともに、新規の支援団体や授業実践を行う教員等の拡大策を実施する。

(1) 支援団体に対する活動支援（2026年度から2030年度）

受託者は、支援団体から提出された申込書・実施計画書に基づいた活動が確実に実施されるよう適宜、支援を行うとともに、支援団体からの問合せ（主に精算関係）に対応する。

支援団体から、「高レベル放射性廃棄物の最終処分」に関する教育関係者への情報提供の依頼等があった場合には、機構にその都度相談し、必要に応じて外部専門家（大学の教授程度を想定）の派遣（5回程度を想定）による研修会の用意など、当該支援団体のニーズに可能な限り応える措置を講じること。

(2) 支援団体の会合スケジュールの共有と会への参加（2026年度から2030年度）

支援団体が実施する会合等のスケジュールを把握し、適宜機構に共有すること。また、各会合に適宜（年2回程度）参加し関係構築に努めること。（会合は主に休日開催を想定）

(3) 新規の支援団体や授業実践を行う教員等の拡大策の実施（2026年度から2028年度）

受託者は、「高レベル放射性廃棄物の最終処分」や授業研究支援の取組みについて、広く教育関係者に知ってもらい、新規の支援団体や授業実践していただける教員を獲得するため以下に掲げる業務を行う。

ア. 施設見学会の企画提案と実施

各年度1回、教育関係者を対象とした施設見学会の企画提案と参加募集、旅程手配、運営を行う。日程、視察先は以下を想定するが、詳細については機構と協議のうえ決定すること。また、視察先での行程以外については、参加者の関心喚起や交流を深めることを目的とした企画提案を行う。

（想定する内容は以下のとおり）

日 程：全国の学校の夏休み期間のうち1泊2日で実施（7月下旬～8月中旬）

形 式：対面実施

視 察 先：「国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（JAEA）幌延深地層研究センター」（<https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/>）

募集人数：教育関係者18名を上限とする（視察先の受入れ上限に準ずる）

※視察先への申込み・調整は機構が行う

※参考：2025年度トピックス:2025年5月30日お知らせ

<https://www.numo.or.jp/topics/2025>

(視察見学会に係る主な業務)

- a. 視察先以外の行程について企画提案
 - b. 施設見学会の参加者募集ホームページの作成・運用
 - c. 参加者の募集・申込み・問合せ等の窓口の整備・対応
 - d. 各種媒体を活用する等、受託者の強みを活かした参加促進策の実施
 - e. 施設見学会の旅程手配（朝食付き宿泊・往復交通チケット等）
 - ・参加者の最寄ターミナル駅及び空港～羽田空港～視察先を想定
 - ・遠方の参加者については機構と協議のうえ、前泊・後泊の宿泊先も確保する
 - f. 当日運営に係る準備
 - ・会場手配、勉強会等に伴う資料や備品の準備、昼食、夕食を各1回想定し弁当等の手配を行う
 - g. 当日運営（スケジュール管理や事前準備を含む）
 - h. 実施後の報告・改善提案（参加者アンケート分析等をふまえた報告）
 - ・報告書を作成し、対面で機構と意見交換しながら報告する。
- イ. 基本教材の改訂（2026年度）
- 機構が制作・公開しているオリジナル教材「基本教材」の改訂を行う（小学生向け教材、中学生向け教材、教師用解説資料）。改訂内容については教育関係者の意見や要望を確認のうえ、実用的なものとする。実施内容などの詳細については、機構と協議のうえ決定する。

【IV. 交流支援業務】

支援団体の活動成果の共有と交流を深める場として、エネルギー環境教育「全国研修会」を実施する。

（1）全国研修会の実施（2026年度から2028年度）

支援団体における活動成果を全国で共有し教育関係者間の交流を深める場として、各年度1回、機構主催によるエネルギー環境教育「全国研修会」を実施する。なお、形式は対面実施を基本とするが、オンライン併用実施（中継あり）も想定し体制を整えたいうで提案すること。

ア. 実施内容の企画提案

テーマや日程、場所について企画提案を行う。

支援団体の代表者による実践発表や教育関係者間の意見交換等、交流を深められる内容を検討し機構に提案する。なお、実施場所及び開催日時などの詳細については、機構と協議のうえ決定する。

- ・ 日程案：各年度3月上旬の日曜を想定し1日・1回で実施する。
- ・ 場所：東京都内の会場（科学館等のホール・会議室相当を想定）
- ・ 参加対象者：原則として本支援事業に参加した教育関係者（各団体10名×30団体を想定）
- ・ 構成（一例）
 - ① エネルギー環境教育に造詣の深い専門家等による基調講演等
 - ② 支援団体ごとの成果発表とそれに対する意見交換
 - ③ 専門家（大学の教授等4名程度を想定）からの情報提供・講演なお、具体的な構成は、機構と協議のうえ決定する

イ. 参加者の募集、開催の周知

全国研修会の開催を紹介し、参加者を募集するホームページの作成・運用を行う。
掲載期間は2026年12月～実施日までとする。なお、全国研修会当日までに登壇者の発表資料掲載等、機構と協議のうえ、更新も行うこと。

ウ. 参加申込情報の管理・問合せ対応

申込み手続きに係る参加者への連絡や参加者データの管理、問合せ対応等を行う。

エ. 準備及び運営

全国研修会を円滑に実施するため以下のとおり準備及び全国研修会の運営等を行う。

- a. 参加者が一堂に会することができる会場を手配する。(前日準備含め2日間)
- b. プログラムに適した登壇者を機構と協議のうえ決定し、連絡・調整等を行う。
なお、当日の録画データと発表資料は機構ホームページに公開されることを前提に調整すること。
- c. 準備、運営経費として、会場費・講師謝礼・旅費の支払い、配付資料(250ページ×250部を想定)の印刷費等、運営に必要な事務を行う。
- d. 参加費は無料とし、参加者に対する謝礼金は支払わない。
- e. 登壇者の謝礼金は、機構の謝礼基準を参考として機構と協議のうえ、金額を確定し、支払いを行う。
- f. 参加者の旅費等の範囲は、次によるものとする。
※参加者の車船賃(鉄道費、船賃、航空賃、車賃)は、グリーン料金等特別料金を含まない社会通念上妥当なルートに応じた実費とする。
※参加者の宿泊費は、必要性を確認したうえで、機構の宿泊基準を上限とした実費とする。
- g. 参加者・当日運営対応者の昼食(弁当)の手配を行う(参加者250名、スタッフ50名を想定)。
- h. 運営マニュアルを作成のうえ、当日運営をスムーズに進行するための要員確保など体制を整える。
- i. 参加者へのアンケート調査を実施し、結果の集約・分析を行う。
- j. 報告は年度末の報告時に、対面で機構と意見交換しながら行うこと。
- k. 当日の様子は録画し、機構にデータを納品すること。

【V. 情報発信関連業務】

本事業に関するホームページの運用・管理を行うとともに、本事業の成果を周知する。

(1) 支援団体募集ホームページの作成・運用・管理(2026年度から2028年度)

受託者は、支援団体募集用のサイトを立ち上げ、本事業を紹介し、募集に係るページの作成・運用・管理を行う。作成にあたっては、「2025年度 教育関係者等を対象とした授業研究支援 募集ページ (https://www.numo.or.jp/eess/study/kenkyukai_boshu/)」を参照すること。

なお、内容(募集期間や条件等)については機構と協議のうえ作成する。

また、募集締切り後、支援団体枠の上限に満たない場合は二次募集を行うが、実施にあたっては機構と協議のうえ決定する。

(2) 本事業の成果周知のための広報（2026年度から2030年度）

支援団体の活動や全国研修会の結果について教育関係者へ広くお知らせするため、掲載用の記事等を作成しデータを納品すること。内容は機構と協議のうえ、テキストデータまたはHTML形式等で納品し可能な限り写真も数点納品すること。

具体的な納品方法等については、機構と協議のうえ行うこと。

5. 委託料の支払い

委託料は、本委託業務終了後の確定検査のほか、中間報告書の提出にあわせて各年度活動分の確定検査を行い、各年度の支払額が確定した月の翌月末までに支払う。

ただし、契約書の定めに基づき、受託者は、業務の完了前に業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、委託業務の完了前に概算払請求書を提出し、機構の確認を受けた後に支払いを受けることができる。概算払いは各年度3回を限度とし、機構は概算払いの請求を受けた月の翌月末までに支払うものとする。

活動支援金の請求に際しては、団体ごとに、支払帳票ごとの管理番号等と金額を記載した一覧表を作成し提出する。

交通費及び宿泊費の請求に際しては、団体ごとに、訪問者、訪問日時、金額がわかるような一覧表を作成し提出する。

6. 事業期間

委託契約締結日と2026年4月1日のいずれか遅い日から2031年3月14日まで

ただし、事業期間内に活動する支援団体が全て無くなる場合において、機構は受託者と協議のうえ契約期間を短縮する。契約期間を短縮した場合の完了報告書、確定検査、委託料の支払等の取扱いは別途協議のうえ定める。

業務スケジュール（2026年度の想定）

契約締結後	キックオフミーティング／事務局の設置 仕様書と受託者の企画書に基づく実施計画の確認
キックオフミーティング後	支援団体募集に向けた準備(活動の手引き作成／支援団体募集ホームページの作成・運用と周知)等
募集締切～支援団体採択	申込み団体の審査／支援団体の採択／採択通知 採択した支援団体に対する活動支援開始
2026年6月～2027年3月	支援団体への活動支援費の支給(精算業務等) 各支援団体の会合への参加(適宜)
契約締結後～2026年9月	施設見学会の準備・募集・実施・報告
契約締結後～2027年2月	企画案件の準備・募集・実施・報告
2026年11月～	全国研修会に向けての準備開始
2026年12月～2027年2月	全国研修会の案内告知・参加募集・受付・手配等の開始 事業の実施報告に向けての準備開始
2027年2月～3月	事業の成果周知のための広報活動の実施
2027年3月	全国研修会の実施 中間報告書作成・提出

7. 納入物

- ・ 報告書一式及びDVD-R等電子媒体による納入
- ・ 支援団体一覧表

8. 納入場所

原子力発電環境整備機構 広報部地域コミュニケーショングループ

9. 特記事項

(1) 再委託の扱い

再委託は、機構が再委託の必要性を確認した場合等を除き原則禁止。

<再委託認定基準>

事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理に関する業務以外の再委託について、以下の要件のいずれかを満たす場合にこれを認める。

- ① 受託者が再委託した方が効率的である場合
- ② 委託内容に高い知見を持った第三者を必要とする場合
- ③ その他事情を勘案し、必要な場合

契約当初から再委託を予定している場合は、実施体制図を作成し、入札時に再委託先の事業概要及び業務実績等とともに機構に対し提出する必要がある。機構にて実施体制に問題ないことを確認した後に契約の締結を行う。なお、再委託比率が50%を超える場合はその理由を書類に記載のこと。

(2) 疑義が生じた場合の扱い

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に明示がない事項について疑義が生じた場合には、その都度、当機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

(3) 適否判断資料の提出

入札者は入札者が本委託業務を適切に実施できるか否かを当機構が判断できるよう、業務実績等がわかる資料等を提出すること。

以 上